

岩手県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 96 号

岩手県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県港湾施設管理条例施行規則（昭和 40 年岩手県規則第 85 号）の一部を次のように改正する。

本則及び様式中次の表の左欄に掲げる字句等（同表の中欄に掲げる規定又は様式に規定するものに限る。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に改める。

| | | |
|-----------------------------|--|------------------------|
| 所管地方振興局長 | 第 2 条、第 5 条及び第 7 条 | 所管する広域振興局長 又は地方振興局長 |
| 名あて人の意味で用いられている 「地方振興局長」 | 様式第 1 号から様式第 3 号まで、様式第 5 号から様式第 7 号まで、様式第 9 号、様式第 10 号、様式第 13 号、様式第 15 号及び様式第 16 号 | 「 振興局長」 |
| 宮古市長 | 様式第 4 号、様式第 8 号及び様式第 11 号 | 指定管理者 |

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------|-------|--------|---------------------------------|-----|--|--|------------------|-------|--------|-----------------------------|-----|--|
| <p>(休所日)</p> <p>第 1 条の 2 [略]</p> <p>2 <u>宮古市長</u>（以下「市長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第 1 条の 3 [略]</p> <p>2 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(危険物の搬入の届出)</p> <p>第 3 条 条例第 5 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、<u>危険物搬入届（様式第 2 号）を所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(使用の許可申請)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条の規定による使用の許可を受けようとする者は、次の表の左欄の港湾施設ごとに当該右欄に掲げる許可申請書を、リアスハーバー宮古の使用に係るものにあつては<u>市長</u>、リアスハーバー宮古以外の港湾施設の使用に係るものにあつては<u>所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="172 1648 815 1845"> <tr> <td>使用許可を受けようとする港湾施設</td> <td>許可申請書</td> </tr> <tr> <td>岸壁係船浮標</td> <td><u>岸壁（係船浮標）使用許可申請書（様式第 3 号）</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> | 使用許可を受けようとする港湾施設 | 許可申請書 | 岸壁係船浮標 | <u>岸壁（係船浮標）使用許可申請書（様式第 3 号）</u> | [略] | | <p>(休所日)</p> <p>第 1 条の 2 [略]</p> <p>2 <u>条例第 16 条第 1 項に規定する指定管理者</u>（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、前項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第 1 条の 3 [略]</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(危険物の搬入の届出)</p> <p>第 3 条 条例第 5 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、<u>危険物荷役許可申請書（様式第 3 号）を所管する広域振興局長又は地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(使用の許可申請)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条の規定による使用の許可を受けようとする者は、次の表の左欄の港湾施設ごとに当該右欄に掲げる許可申請書を、リアスハーバー宮古の使用に係るものにあつては<u>指定管理者</u>に、リアスハーバー宮古以外の港湾施設の使用に係るものにあつては<u>所管する広域振興局長又は地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="863 1648 1506 1845"> <tr> <td>使用許可を受けようとする港湾施設</td> <td>許可申請書</td> </tr> <tr> <td>岸壁係船浮標</td> <td><u>係留施設使用許可申請書（様式第 3 号）</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> | 使用許可を受けようとする港湾施設 | 許可申請書 | 岸壁係船浮標 | <u>係留施設使用許可申請書（様式第 3 号）</u> | [略] | |
| 使用許可を受けようとする港湾施設 | 許可申請書 | | | | | | | | | | | | |
| 岸壁係船浮標 | <u>岸壁（係船浮標）使用許可申請書（様式第 3 号）</u> | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | |
| 使用許可を受けようとする港湾施設 | 許可申請書 | | | | | | | | | | | | |
| 岸壁係船浮標 | <u>係留施設使用許可申請書（様式第 3 号）</u> | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| <p>2 前項の使用の許可申請のうち岸壁係船浮標の使用に係るものについては、<u>岸壁（係船浮標）使用許可申請書</u>を提出することによるほか、当該申請書の記載事項に係る情報を知事が指定する電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）に記録することによることができる。 （入出港届）</p> <p>第8条 条例第15条の規定による届出をしようとするときは、<u>入出港届（様式第16号）</u>を所管地方振興局長に提出し、又は当該届の記載事項に係る情報をファイルに記録しなければならない。</p> | <p>2 前項の使用の許可申請のうち岸壁係船浮標の使用に係るものについては、<u>係留施設使用許可申請書</u>を提出することによるほか、当該申請書の記載事項に係る情報を知事が指定する電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）に記録することによることができる。 （入出港届）</p> <p>第8条 条例第15条の規定による届出をしようとするときは、<u>港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第五号の二様式</u>を所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>に提出し、又は当該届の記載事項に係る情報をファイルに記録しなければならない。</p> |
|--|--|

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号 削除

様式第3号（第4条関係）

危険物荷役許可申請書(係留施設使用許可申請書)

- 港長 殿
- 港湾管理者 殿
- 地方運輸局長 殿
- 海上保安_____長 殿

船長の氏名 _____

申請者の氏名 _____ 印

申請者の住所 _____

担当者名及び連絡先 _____

【外航 内航】

| | | | | |
|--|----------------------------|---|----------------------------------|----|
| 船舶 基本 情報 | 船名 | | IMO 番号(又は船舶番号若しくは漁船登録番号) | |
| | 船種 | 【貨物船 コンテナ船 貨客船 客船 油槽船 漁船 その他】 / 【汽船 機船 機帆船 その他】 | | |
| | 国籍 | 船籍港 | | |
| | 総トン数 | 国際総トン数 | 重量トン数 | 全長 |
| | 連絡方法 | 呼出符号(信号符号) | 船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX 番号その他連絡方法 | |
| 船主 等 情報 | 船主名(所有者名)、住所、電話番号又は FAX 番号 | | | |
| | (名前) | | | |
| | (住所) | | | |
| | (電話番号又は FAX 番号) | | | |
| 運航者名、住所、電話番号又は FAX 番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名、住所、電話番号又は FAX 番号を併記してください) | | | | |
| (名前) | | | | |
| (住所) | | | | |
| (電話番号又は FAX 番号) | | | | |
| 代理人(店)の氏名若しくは名称、住所、電話番号又は FAX 番号 | | | | |
| (名前) | | | | |
| (住所) | | | | |
| (電話番号又は FAX 番号) | | | | |
| | 入港予定港名 | | 入港予定日時 | |
| | | | 月 日 時 分 | |
| | 停泊目的 | 希望びよう泊場所 | びよう泊予定期間 | |
| | | | 月 日 時 分から 月 日 時 分まで | |
| 係留施設(希望船席)名称・場所 | | (コード) | | |
| 着岸(予定)日時 | | 離岸(予定)日時 | | |
| 月 日 時 分 | | 月 日 時 分 | | |

| | | | | | | |
|-------------------------------------|---|-------------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------------------------|-------|
| 入港 情報 | 移動前停泊場所 | | 移動後停泊場所 | | | |
| | 移動理由 | | 移動予定日時 月 日 時 分 | | 移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで | |
| | 運航区分 【入港 移動】 | 着岸舷側 【左舷 右舷】 | (被)接触船名 | | 最大喫水(入港から出港まで) (m) | |
| 航海 情報 | 航路名 | | | | 【優先指定 定期 不定期】 | |
| | 仕出港 | 前港 | 次港 | | 仕向港 | |
| | 特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置)【東京湾 伊勢湾 紀伊水道 豊後水道 関門海峡】(予定日時) 月 日 時 分 | | | | | |
| 船名 | | | | IMO 番号(又は船舶番号若しくは漁船登録番号) | | |
| 貨物 情報 | 本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)及び数量 | | | 入港予定港における船積貨物の種類及び数量 | | |
| | 入港予定港 | (種類) | (数量) | (種類) | (数量) | |
| | その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地かつその他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載してください) | | | | | |
| 危険 物 情報 | 品名(積荷地)、等級、国連番号、容器等級、引火点(密閉式による撰氏) | | こん包の数及び正味重量 | | 船舶内の積付け位置 | |
| | 入港時 | | | | | |
| | 出港時 | | | | | |
| 危険 物 荷 役 情報 | 危険物荷役業者名・電話番号 | | | | | |
| | 危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで | | | | | |
| 保 障 契 約 情 報 | 保障契約締結の有無 【有 無】 | 保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合) | | | | |
| | 保障契約証明書等を有していない場合の記入事項 | ①保険者等の氏名又は名称 | | | | |
| | | ②保障契約の証書の番号 | | | | |
| | | ③保障契約の有効期間 | | | | |
| ④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保又はてん補する契約となっているか | | 【なっている なっていない】 | | | | |
| ⑤保障限度額 | | | | | | |
| 過去1年間の本邦内の港への入港実績の有無 | | | | | | 【有 無】 |

| | |
|-----------|--|
| 備考 | |
| ※港湾管理者記入欄 | |

- 注1 申請、通報を行おうとする官署すべてに提出してください。(公共の係留施設を使用する場合は、係留施設使用許申請時に提出してください。ただし、入港(本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする場合は、特定海域への入域)の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出してください。なお、提出の日が休日に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出してください。
- 2 「申請の者の氏名」の欄については、港長に対して申請を行うに当たっては、署名又は記名押印をしてください。
 - 3 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号(信号符号)のみを記載してください。
 - 4 「過去1年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含まれます。
 - 5 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載してください。
 - 6 「その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載してください。)」の欄については、内航船舶は記載する必要はありません。
 - 7 入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」及び「その他の危険物」に区分し、入港時の危険物情報には、「積み込む危険物」を記入してください。この場合において、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入してください。
 - 8 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入してください。
 - 9 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締結国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいいます。
 - 10 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入してください。
 - 11 「当分の間内航か」の欄で「はい」を選んだ場合は、「出港後に他の本邦の港に入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻」の欄及び「特定海域に入域する予定位置及び予定時刻」の欄は、記載する必要はありません。
 - 12 ※印欄は記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県港湾施設管理条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届出書について適用し、同日以前に提出した届出書については、なお従前の例による。